



ついに、ワシントン条約の会議がはじまりました。

今年2004年10月2～14日に、第13回ワシントン条約締約国会議がタイのバンコクで開催されます。それに先立ち、トラフィック イーストアジア ジャパンは、締約国会議に向けて約10回のシリーズでワシントン条約関連情報を各マスメディア関係者の方々に配信することにいたしました。会議に関する正確な情報の入手や取材の参考としてお役立てください。また、ご不明な点や詳細に関してはトラフィックまでお問い合わせください。

●下記の内容を転載する際には、トラフィックジャパンまでご一報ください。

海の魚もれっきとした野生生物

ワシントン条約で毎回ホットな話題になるのは海産種。海の魚も海洋生態系をなす、れっきとした野生生物である。しかし日本(水産庁)は、海産種はワシントン条約ではなく国連食糧農業機関(FAO)などの専門機関が管轄すべきという理由で、毎回海産種の附属書掲載提案に反対している。

2001年の第12回締約国会議では、シンベイザメ、ウバザメやタツノオトシゴ全種の附属書II掲載が可決されたが、日本は留保している。

日本人にとって魚は獲って当然、食べて当然の海産「物」でしかないのであろうか。

今回も海産種の掲載提案が出ている。その中のひとつ、メガネモチノウオを取り上げてみる。

ナポレオンフィッシュでおなじみ

メガネモチノウオって？

- ・インド洋から太平洋にかけてのサンゴ礁海域に生息。
- ・大型で珍しい特徴を持つこの魚は、別称「ナポレオンフィッシュ」として、ダイバーにも親しまれている。
- ・最近、IUCNはこの種を危急種(VU)から絶滅危惧種(EN)に変更。



トラフィックジャパン

どんなふう利用されているのか？

日本の食卓にはあまり顔を出さないが、香港など東南アジアで高級食材として消費されている。

日本では沖縄県全体で1998年から2003年の間に年間7～11tほどの漁獲。

国際取引：輸出国のデータ

パラオ：1980年代中ごろの輸出量は3～3.5tだったものが、1990年代中ごろでは0.3tと10分の1以下になっている。

フィジー：1994年に22.5tだった漁獲量が2003年には3.5tと80%以上減少している。

このように旺盛な需要を満たすために、次から次へと漁場を開拓しては獲り尽くしていくという現象が起きている。

留保とは

ワシントン条約では、締約国が特定種の改正案に同意しない場合、留保を付し、その種については締約国でない国として扱われることが認められている。留保は、あくまでも掲載の際に発生する問題を解決するための猶予期間だと考えられている。

わが国の留保 -----

- | | |
|-----------|-----------|
| ・ツチクジラ | ・ナガスクジラ |
| ・マッコウクジラ | ・ジンベイザメ |
| ・ミンククジラ | ・ウバザメ |
| ・クロミンククジラ | ・タツノオトシゴ属 |
| ・イワシクジラ | ・ホオジロザメ |
| ・ニタリクジラ | の計11種 |

今回の提案は？

メガネモチノウオ *Cheilinus undulatus* を附属書IIに掲載。
【提案国：フィジー、アイルランド(EC代表として)、米国】

■トラフィックはこう考える

- ・自然状態でも稀少な魚で、過剰漁獲には非常に弱い。
 - ・産卵のために集まった個体をねらった漁業がおこなわれており、危機的な状況がさらに悪化。
 - ・需要が高いため、今後さらなる利用の拡大が予想され、ワシントン条約で規制されない限り、違法取引の規制は難しい。
- などの理由で賛成

■FAOはこう考える

FAOの特別専門家諮問パネルは、メガネモチノウオがワシントン条約附属書II掲載のための基準を満たしており、また、近い将来附属書Iへの改正基準をも満たすことが考えられると結論。さらに、ワシントン条約附属書掲載の結果として取引が規制できれば、この種の保全に対して大きく貢献することになると結論した。

ちなみに

第12回締約国会議でも、メガネモチノウオの附属書II掲載提案が米国から出されたが、賛成が6割を超えながらも可決に必要な3分の2に達せず、否決された。今回はフィジー・アイルランド・米国の共同提案となっているが、どのような票数の変動があるか目が離せない。

トラフィックジャパンの
ここに注目

8

海産種への
水産庁の対応に注目

トラフィック イーストアジア ジャパン (略称：トラフィックジャパン)
TEL:03-3769-1716 URL: <http://www.trafficj.org> e-mail: traffic@trafficj.org

TRAFFIC EAST ASIA-JAPAN